



守谷町

議会だより

第15号

昭和五十四年十二月一日発行
発行 守谷町議会
編集 守谷町議会議務局

私達の生活は、電化製品の普及な

どにより文化的、かつ豊かになり
ました。しかしその反面、家庭で
使った水などの処理に大変苦労し
ています。このような生活環境を
一日も早く改善するため、守谷町
では、昭和五十六年度、一部共用
開始を目途に下水道工事が急ピツ
チで進められています。

(写真は上町の町道にお
ける下水道管理設工事)



去る九月五日、北相馬郡町村議
会議長会会議において、藤代町議
会議長退任による郡議長会長の選
任が行われ、守谷町議会議長の中
村力氏が選任されました。

就任あいさつ

「建郡以来茲に千百星霜中世に
及びて郡雄割據、豪族類に蜂起す
るや権勢争奪の衝に當りたる将門
の城跡或は佛教隆昌を極め八十八
箇所等の建立せられたるありて敢
て舊蹟なきにあらず亦本郡は利根
鬼怒、小貝の大川園繞せられ従つ

カドミ公害

議会も強く要請

常総環境センター周辺の野木崎
地区を中心とする水田で今年取れ
た米から高濃度のカドミが検出さ
れ、関係農家に調査結果が通知さ
れた。同センター周辺水田のカド
ミ汚染については、一昨年より調
査していたが、今年はさらに範囲
を広げ、野木崎、大木、立沢、大
柏の水田の水稲(刈取り前のもの)
について町の依頼により県農業試

験場が検査したもので、最高一・
六五PPMという高濃度が検出さ
れ関係者に大きなショックを与え
ている。「カドミ」についての原
因究明は、町としても全力で行っ
ているがまだ判明していない。
町議会では、これに対処するため
直ちに産業経済委員会を開催し、
執行者側に対し次のような事項に
ついて要望した。

北相馬郡町村議会議長会長に

守谷町議会議長 中村 力氏

「建郡以来茲に千百星霜中世に
及びて郡雄割據、豪族類に蜂起す
るや権勢争奪の衝に當りたる将門
の城跡或は佛教隆昌を極め八十八
箇所等の建立せられたるありて敢
て舊蹟なきにあらず亦本郡は利根
鬼怒、小貝の大川園繞せられ従つ

これからの北相馬郡の課題は、
古い北相馬郡の良さを守りつつ新
しい流れをどう受け入れていくか
加えて、急激な人口増に対処して
の水資源、交通機関の整備等、取
手市と三町の住民の知恵と力を今
こそ求められています。住民のた
めに公共事業を遂行することは、
国と同じように市町村財政も極め
てきびしいものと思われまふ。これ
に対応するため、常総広域圏の行
政を母体として今後、ますます発
展させていくため、努力していき
たいと思います。特に地元守谷町
のみなさん方の御指導と御鞭撻を
お願いしまして挨拶いたします。



新聞で騒がれた「カドミ」、汚染源は……

一、県で行われた検査は土壤汚染
防止法に基づく立毛方式による検
査方法であり、一水田の点的な検
査ではない。検査方法のちがう
玄米にした段階の、しかも面的な
検査方法で調査範囲を拡大して、
再度、農業試験場で検査してもら
うこと。
二、町独自で委託をしている民間
業者の明確なデータが出ている
にもかかわらず、県がどのような
理由で「汚染米」として処置をし
たのか再検討の必要があること。
三、住民擁護の立場で、住民の不
安と動揺をなくすために一日も
早く原因の究明を積極的に進める
こと。
さらに、十一月十日、全員協議
会を開催し、議会は県に対し、「
汚染米」と公表する以前に、依頼
者である守谷町と何の協議もなく
「汚染米」と断定して発表したこ
とは、職務の公正な執行ではない
とし、速やかに公文書の撤回をし
全面的に再検査をするよう強く要
望した。

住民のための行政

〔九月十四日～二十二日〕

第三回定例会一般質問から

奈 幡 要 議 員

奈幡議員 中学校用地は愛宕神社周辺を目途として作業を進めており、地主の同意はだいたい得られているが、契約の段階まで行っていないのは何か問題点があるのか。また、用地を五十四年度中に取得すれば五十六年度に開校出来るとの説明だがその見通しはどうなのか。

町長 土地取得に関しての問題点はない。ただ、相手は複数であり、部落と交渉しているのも、その同意が得られればすぐにでも契約し、事業を進めたいと考える。

教育長 中学校の学級数は現在十八学級、特殊一の十九学級で、一学級増はつきりしている。現在特別教室を使う予定でいる。

奈幡議員 現在、公団の中に高校用地として四町八反確保してあるとのことだが、公団の土地よりも安く、土地がまとまってあれば地区外であっても買収したいというような町長の説明もあったがどちらを取得するのか。

町長 北団地の中に予定地四・八ヘクタールある。住宅公団の売

価格に問題があり、高ければ地区外に求めざるを得ない。町にとつて有利な方を取って行きたい。

奈幡議員 三井不動産の郷州開発の進捗状況について次の点で伺いたい。

- ①工事の進捗状況
 - ②入居予定について
 - ③調整池等防災施設について
- 総務課長** ①九月一日付の工事工程表によれば、伐採工事が八〇%出来上っており防災工事九七%、地盤改良工事六%で、土工事一四%、雑工事五、六%、調整池関係で六、五%、合計して現在一七・



来年は特別教室を使用するという守中

四%の出来高です。

②起工式の時に五十五年一部入居ということであったが、用地買収がまだ残っているのも、多少遅れるのではないかと考える。

③については、全部管理するわけではなく、公共公益施設等については町の方へ帰属するが、それ以外の点については三井の方で管理する。

石山新次郎議員

石山議員 下ヶ戸地区から大野小へ行く通学路については、危険な箇所が数多くあると思われる。町当局は、小中学生の登下校通学路について万全を期しているのか。

教育長 学校自体で父兄の代表、PTAとも相談し登下校時の安全対策、などを慎重にするよう指導している。学校ごとに危険箇所を見に行ったり、日没時間を調査し下校時間の調整等を行っている。指摘の通学路は、下水道工事のため危険であるので住民から変更の声があり、協議決定したものである。

石山議員 大木地先、野木崎地区のカドミ調査について、その後の調査と経過についてお尋ねしたい。

厚生課長 現在、汚染源を求めようということ、米、土壌、大気水など二十点ほど調査している。まだ結果は来ないが、大気中の含有量が多いように聞いている。県の方から結果が来た時点で検討しなければならぬと思う。

石山議員 地方自治法第九二条の二、「議員の兼業の禁止」について

執行者はどう考えるか。また、町の請負、指名関係との関連についてどう考えるか伺いたい。

町長 九二条の二については、議員の公正を期すために設けられた条文で、現在の議員の中にこの規定に該当する者はいない。また、これを拡大解釈して執行することは権利の侵害になると思う。町の請負については、各工事の規模、方式などにより業者をランク付けし入札を行っている。平等に指名しているつもりである。

倉持和夫議員

倉持議員 大和田町政二年目を迎え、今後の抱負と施政について伺いたい。

町長 守谷町の明るく健康な、そして、豊かな町づくりを考え、町民の協力を得て行ってきたつもりである。今後この一年の実績をつみかさね、つねに對話を目標として政治の理想に向って進んでいきたい。

倉持議員 公共用地取得に伴う事業計画と構想について、特に高校用地は七町歩ぐらい必要であるというが用地の選定はどうか。

町長 昨日、県南地区高等学校促進協議会という会議があり、今回は牛久だが次回守谷に高校をということで進めている。北団地内に用地が確保してあり、また、南団地にも未調整地があるので一応公団と話をしたい。

倉持議員 昭和三十九年の八月に議員定数を二名に是正したが、人口と人件費その他の点を考え合

わせた時に議員定数は現在のままが良いか。

町長 自治法の議員定数は二六名となっているが、守谷町の人口など考慮すると、現在の守谷町の議員定数条例で定めた二名で良いと思う。

倉持議員 日本共産党発行の「守谷民報」のカドミ汚染の記事について町長はどう思うか。

町長 この記事によればゴミ焼却場を一方的に汚染源と決めつけているので、これは取り消しを願いたい。原因については、現在、町をあげて調査中であるので、住民に不安を抱かせるようなことは極力さけてほしいと考える。

塚原栄一議員

塚原議員 町では工業専用区域を指定しているにもかかわらず積極的に企業を誘致する意欲がないように思われる。工業専用区域を指定するのに止まらず、道路、排水など整備し、工業団地のような方法を取る気はないか。

企画財政課長 現在、企業自体で整備、整備しているのが現状で、開発公社等で整備し、企業の誘致をはかれば良いと思うが、財政的な面等、問題があるので研究して前向きに進めたいと思う。

塚原議員 坂町裏の水田の基盤整備に対する畑地転換の要望が出ているが、実現は可能なのか。

町長 基盤整備が出来なかつたことは残念に思う。町としても何らかのことを考えなければならぬが、今回、農用地利用銀行という

ものが発足するので、それとからみ合せて考えていきたいと思う。

岡田光雄議員

岡田議員 報酬審議会の対象とならない町内会長、部落長、防除員等の各種委員会手当について町長はどう考えているか。

町長 審議会の対象にならない団体は現在七つほどあるが、これらは町において検討している。年度途中に考慮するということなく予算編成時に検討したい。

岡田議員 八月十日、人事院から三、七%の勧告が出されたが、町においては、これを完全に実施するのか。

町長 人事院の勧告については、それを尊重し完全実施するつもりだが、週休二日制の件についてはもう少し研究してから返答したい。

岡田議員 学校教育の中で、行政面から見た学校経営について次の点で伺いたい。

①教務主任制を取って三年になるが、その制度の良い点、悪い点を伺いたい。

②学校教育予算、文部省の基準財政需要額に対しての比率はどうか。

③文部省の学級編成基準は、一クラス四五名となっていて、逐次四〇名にするとのことだが守谷町の実施時期はどうか。

④小・中学校の学習要領が全面変更になるが町の指導はどうしていくか。

教育長 ①現在、学年主任、進路指導、保健主任というものが設置され、守谷町では軌道にのつてお

り、意欲的に指導等行っている。
②当初予算においては、財政的な点で低くなっていたが、その後、必要に応じて補正し、年度末には小学校六五%、中学校八〇%を目標に持って行きたいと考える。

③国の施策として人口急増地区から実施する方針で、守谷町は急増地区に指定されているため予算的な面も考えて検討し実施したい。

④昨年の八月以来各学校とも県下一斉に指導要領の改正に順応出来るように、準備処置法に従って準備しているの心配はないと思う。

岡田議員 地方公務員法で臨時職員として一年以上の採用は出来ないとされている。守谷町では現在そのようなことはないと思うが、臨時人夫という形で仕事をしている者に対しての待遇の改善を要望したい。

松丸直枝議員

松丸(直)議員 水田利用再編対策の二年目の調整が終ろうとしている。この政策は三年間を基本とし十年計画であるとのことだが町は農業行政について今後、長期的立場に立つてどのような構想を持っているか。

町長 守谷町は水田利用再編対策を町民の協力を得て完全実施して来た。これからは行われずとすれば地域ぐるみで基盤整備を中心とした改良をしなければならないと思う。これからは町民の協力を得て対策に当たって行きたい。

松丸(直)議員 野木崎地区へ西村牧場主が短期大学を造ろうという

構想があり、文部省と折衝中らしいが町側はどういう指導をするつもりか。

町長 町に対して学校の規模、種類など具体的に求めているのが学校を造りたいとの話しはあった。町としては、正式な書類の提出があった時点で検討したい。

松丸(直)議員 町は各年度の事業量あるいは補助等について計画的に予算執行をしていると思うが、陳情などにより計画が変更されることもあると思われる。陳情行政になつてしまわないよう慎重に検討する必要があると思うがどうか。

町長 町の予算は年次的に計画的に執行している。陳情があれば慎重に検討し、趣旨が妥当だということになればそれを実現すべく努力している。陳情行政にならないよう町の計画の範囲を保ちながら対応している。

金杉昇議員

金杉議員 「青色申告の町」を宣言するに当たって、今の日本の経済的な動向、あるいは、税制の問題、こういうものを含めて考えた場合に宣言することが妥当かどうかお尋ねしたい。

町長 「青色申告の町」の宣言については、白色申告におけるトラブルをなくし、正確な納税をしようということで宣言する予定である。また、竜ヶ崎事務所管内でも守谷町は青色申告が優良であるため、さらに推進して行こうというものである。

金杉議員 西板戸井の県道改良工



「青色申告の町」式典

事について地元住民は道路の拡幅については賛成しているが、バイパス的な改良工事については難色ををめている。この改良工事を行うことについて地元住民の了解は得ているのか。

建設課長 当該県道改良工事については、地元住民の了解を求めるべく来週早々、竜ヶ崎土木事務所職員と役場職員で各家庭を訪問したいと考え、最善の方法で行うつもりである。

金杉議員 現在の守谷中学校の校舎は大変老朽化し、補修をくり返している状態である。それに教育施設も不十分と思うが、それらについて今後の考え方を伺いたい。また、仮称第二守谷が出来た場合の関連についてはどう考えるか。

教育課長 守谷中学校を全面的に建て直すことは考えられない。今の建物で補強して使っていくという方針である。第二守谷については現在検討中である。

金杉議員 町内会長、部落長会議について伺いたい。

①幹線道路整備が不十分なのに私道を舗装しているというが、町は私道を舗装することがあるのか。

②米のカドミ汚染の問題で、出荷停止命令が来たならどう対処するつもりか。

③燃えないゴミについてはビニール袋に入れて出しても良いのではないかとという質問に対してどう答弁したのか。

建設課長 ①については、現在行っているではない。しかし、以前に海老原町の私道を準町道として舗装したことがある。

厚生課長 ②一PPM以上は出荷停止命令があるが〇・四から一・〇PPM以下については政府米と交換できるので心配はないと思う。

③燃えないゴミのビニール使用については分別集収ということで必ず紙の袋に入れて出すようにお願いしている。

金杉議員 現在、下水道が完成するまで、また、下水道計画区域外の家庭の雑排水問題で非常に困っている。雑排水をバキュームでくみ取るなりして住民の要求に答えていくという考えはないか。

厚生課長 家庭雑排水の当面の処理については、原因者が処理をすることになっている。下水道の地区外については、雑排水を処理場に投入出来るかどうか検討したい。

下村進議員

とであるが、それらを受け入れる考えはあるのか。

町長 小絹の公園の下水を持って来るという事は聞いていない。しかし、水海道、谷和原の市街地の下水道をやる場合には守谷の終末処理場を使わしてほしいという要望はあったが、昭和七〇年ごろの話なのでその時点で回答するという事で終わっている。

下村議員 近年、備品購入の予算が多くなつて来て、実際に種々の備品が購入されている。その中で守谷町で十分調達出来るものもある。価格が同一であれば町優先で購入してはどうか。また、下水道工事に伴う水道管布設替え工事なども町の指定店に技術を高めるうえで行わせてはどうか。

助役 町は、基本的に町内で物品の購入が可能なものについては、



完成間近の終末処理場

町業者を優先に利用している。しかし、入札、あるいは、見積り合せをするため必ずしも町内だけというわけにはいかないが、町優先という方針は変わらない。

瀬尾高四郎議員

瀬尾議員 中学生の高校進学率は九五%程度であり、また、南北団地により人口増が見込まれることは必至である現況において県立高校を誘致するための土地について町側はどう考えているか。

助役 現在、北団地内に四町八反ほどの高校用地が確保してある。また、南団地内には未調整地が多くあり、公園との話し合いを早急に持って用地を確保し、県の方へ建設促進方を要請したい。

瀬尾議員 中学校の衛生設備、特に便所が他の学校にくらべ不衛生であり、ある子供は水洗でないと入らないということである。中学校の便所の改造の計画はあるのか。

教育課長 中学校については、校舎等改修中で便所の件に関しても、現在、検討中である。出来れば来年度の予算に計上し、早急に水洗化したいと考える。

教育厚生委員会の活動から 幼児保育施設研修

教育厚生委員会の審議の内容は保健衛生、国民健康保険など厚生課内所管事項、学校教育、社会教育等の教育委員会に関する事、また、保育所、上水道に関する事項の調査及び予算決算等の議案、請願陳情、更に、給食センターに

関し審議する常任委員会です。例をあげますと、守谷町には町立保育所が三ヶ所ありますが、○才児保育、即ち乳児保育は実施されておられません。勤労の主婦が増加の傾向にある今日、社会的要請として○才児保育施設は必要不可欠なものと思われま

す。守谷町でも時代に対応すべくこの○才児保育を実施するため教育

厚生委員会と保育所職員合同で、取手、牛久等の施設設備等現地視察と共に、取手市、牛久町の保育所職員と研修会を開きましたので一部、御報告いたします。

去る七月十九日取手市、牛久町の保育所の視察を行いました。牛久町においては、現在入所している乳児はいないが、今後の必要性を考慮し乳児保育に因るために施設を先行して作ったとのことでした。この保育所の面積は約五反歩の用地で建物も立派でした。

取手市においては三名の乳児が入所しており元氣な泣声も聞かれました。今後の問題点として共通する点は、乳児の食事、保健の問

題、乳児と幼児の関連、また、保母さんが乳児につきつきりになつてしまうため保母さんの要員の点さらに、法律に規定されております保健婦、看護婦等、考慮する点が多くあるとの事です。

守谷町は、この○才児保育を昭和五十五年四月から行う予定で、本年度当初に三九五万円を施設費として予算化し、現在進めてい

ますが、議会としても種々の問題を解消するため調査検討を行い、昭和五十五年四月から乳児保育実施が出来るよう努力しているところ

です。以上、教育厚生委員会の活動の一端をお知らせしました。

ここで、教育厚生委員会の構成メンバーを紹介します。

委員長 岡田光雄、副委員長 下村進、委員 豊島清、久保宮清中村力、以上五名です。

第三回定例会(九月十四日、二十二日) 議決事項十五件

◆報告第一号 専決処分事項の承認について

◆報告第二号 専決処分事項の承認について

◆議案第一号 昭和五十三年度守谷町水道事業会計決算の認定について

◆議案第二号 守谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

◆議案第三号 昭和五十四年度守谷町一般会計補正予算(第三号)について

◆議案第四号 昭和五十四年度守谷町国民健康保険特別会計補正予算(第三号)について

◆議案第五号 昭和五十四年度守谷町公共下水道事業特別会計補正予算(第二号)について

◆議案第六号 昭和五十四年度守谷町水道事業会計補正予算(第四号)について

◆議案第七号 町道路線の廃止について

◆議案第八号 町道路線の廃止について

◆議案第九号 町道路線の廃止について

◆議案第十号 町道路線の廃止について

◆議案第十一号 青色申告の町宣言について

◆議案第十二号 昭和五十四年度守谷町一般会計補正予算(第四号)について

◆議案第十三号 変更契約の締結について

◆議案第十四号 変更契約の締結について

◆議案第十五号 変更契約の締結について

◆議案第十六号 変更契約の締結について

◆議案第十七号 変更契約の締結について

◆議案第十八号 変更契約の締結について

◆議案第十九号 変更契約の締結について

◆議案第二十号 変更契約の締結について

昇格の陳情を行った際、それが決定となり町道の県道昇格と旧県道の町道移管です。

◆議案第九号 町道路線の廃止について

◆議案第十号 町道路線の廃止について

◆議案第十一号 青色申告の町宣言について

◆議案第十二号 昭和五十四年度守谷町一般会計補正予算(第四号)について

◆議案第十三号 変更契約の締結について

◆議案第十四号 変更契約の締結について

◆議案第十五号 変更契約の締結について

◆議案第十六号 変更契約の締結について

◆議案第十七号 変更契約の締結について

◆議案第十八号 変更契約の締結について

◆議案第十九号 変更契約の締結について

◆議案第二十号 変更契約の締結について

◆議案第二十一号 変更契約の締結について

◆議案第二十二号 変更契約の締結について

◆議案第二十三号 変更契約の締結について

◆議案第二十四号 変更契約の締結について

◆議案第二十五号 変更契約の締結について

◆議案第二十六号 変更契約の締結について

◆議案第二十七号 変更契約の締結について

◆議案第二十八号 変更契約の締結について

◆議案第二十九号 変更契約の締結について

◆議案第三十号 変更契約の締結について

◆議案第三十一号 変更契約の締結について

◆議案第三十二号 変更契約の締結について

◆議案第三十三号 変更契約の締結について

◆議案第三十四号 変更契約の締結について

◆議案第三十五号 変更契約の締結について

◆議案第三十六号 変更契約の締結について

◆議案第三十七号 変更契約の締結について

◆議案第三十八号 変更契約の締結について

◆議案第三十九号 変更契約の締結について

◆議案第四十号 変更契約の締結について

◆議案第四十一号 変更契約の締結について

◆議案第四十二号 変更契約の締結について

◆議案第四十三号 変更契約の締結について

◆議案第四十四号 変更契約の締結について

◆議案第四十五号 変更契約の締結について

◆議案第四十六号 変更契約の締結について

◆議案第四十七号 変更契約の締結について

◆議案第四十八号 変更契約の締結について

◆議案第四十九号 変更契約の締結について

◆議案第五十号 変更契約の締結について

◆議案第五十一号 変更契約の締結について

◆議案第五十二号 変更契約の締結について

◆議案第五十三号 変更契約の締結について

◆議案第五十四号 変更契約の締結について

◆議案第五十五号 変更契約の締結について

◆議案第五十六号 変更契約の締結について

◆議案第五十七号 変更契約の締結について

◆議案第五十八号 変更契約の締結について

◆議案第五十九号 変更契約の締結について

◆議案第六十号 変更契約の締結について

◆議案第六十一号 変更契約の締結について

◆議案第六十二号 変更契約の締結について

◆議案第六十三号 変更契約の締結について

◆議案第六十四号 変更契約の締結について

◆議案第六十五号 変更契約の締結について

◆議案第六十六号 変更契約の締結について

◆議案第六十七号 変更契約の締結について

◆議案第六十八号 変更契約の締結について

◆議案第六十九号 変更契約の締結について

◆議案第七十号 変更契約の締結について

◆議案第七十一号 変更契約の締結について

◆議案第七十二号 変更契約の締結について

◆議案第七十三号 変更契約の締結について

◆議案第七十四号 変更契約の締結について

◆議案第七十五号 変更契約の締結について

◆議案第七十六号 変更契約の締結について

◆議案第七十七号 変更契約の締結について

◆議案第七十八号 変更契約の締結について

◆議案第七十九号 変更契約の締結について

◆議案第八十号 変更契約の締結について

◆議案第八十一号 変更契約の締結について

◆議案第八十二号 変更契約の締結について

◆議案第八十三号 変更契約の締結について

◆議案第八十四号 変更契約の締結について

◆議案第八十五号 変更契約の締結について

◆議案第八十六号 変更契約の締結について

◆議案第八十七号 変更契約の締結について

◆議案第八十八号 変更契約の締結について

◆議案第八十九号 変更契約の締結について

◆議案第九十号 変更契約の締結について

◆議案第九十一号 変更契約の締結について

◆議案第九十二号 変更契約の締結について

◆議案第九十三号 変更契約の締結について

◆議案第九十四号 変更契約の締結について

◆議案第九十五号 変更契約の締結について

◆議案第九十六号 変更契約の締結について

◆議案第九十七号 変更契約の締結について

◆議案第九十八号 変更契約の締結について

◆議案第九十九号 変更契約の締結について

◆議案第一百号 変更契約の締結について

◆議案第一百零一号 変更契約の締結について

◆議案第一百零二号 変更契約の締結について

◆議案第一百零三号 変更契約の締結について

◆議案第一百零四号 変更契約の締結について

◆議案第一百零五号 変更契約の締結について

◆議案第一百零六号 変更契約の締結について

◆議案第一百零七号 変更契約の締結について

◆議案第一百零八号 変更契約の締結について

◆議案第一百零九号 変更契約の締結について

◆議案第一百一十号 変更契約の締結について

◆議案第一百一十一号 変更契約の締結について

◆議案第一百一十二号 変更契約の締結について

◆議案第一百一十三号 変更契約の締結について

◆議案第一百一十四号 変更契約の締結について

◆議案第一百一十五号 変更契約の締結について

◆議案第一百一十六号 変更契約の締結について

◆議案第一百一十七号 変更契約の締結について

◆議案第一百一十八号 変更契約の締結について

◆議案第一百一十九号 変更契約の締結について

◆議案第一百二十号 変更契約の締結について

◆議案第一百二十一号 変更契約の締結について

◆議案第一百二十二号 変更契約の締結について

◆議案第一百二十三号 変更契約の締結について

◆議案第一百二十四号 変更契約の締結について

◆議案第一百二十五号 変更契約の締結について

◆議案第一百二十六号 変更契約の締結について

◆議案第一百二十七号 変更契約の締結について

◆議案第一百二十八号 変更契約の締結について

◆議案第一百二十九号 変更契約の締結について

◆議案第一百三十号 変更契約の締結について

◆議案第一百三十一号 変更契約の締結について

◆議案第一百三十二号 変更契約の締結について

◆議案第一百三十三号 変更契約の締結について

◆議案第一百三十四号 変更契約の締結について

◆議案第一百三十五号 変更契約の締結について

◆議案第一百三十六号 変更契約の締結について

◆議案第一百三十七号 変更契約の締結について

◆議案第一百三十八号 変更契約の締結について

◆議案第一百三十九号 変更契約の締結について

◆議案第一百四十号 変更契約の締結について

◆議案第一百四十一号 変更契約の締結について

◆議案第一百四十二号 変更契約の締結について

◆議案第一百四十三号 変更契約の締結について

◆議案第一百四十四号 変更契約の締結について

◆議案第一百四十五号 変更契約の締結について

◆議案第一百四十六号 変更契約の締結について

◆議案第一百四十七号 変更契約の締結について

◆議案第一百四十八号 変更契約の締結について

◆議案第一百四十九号 変更契約の締結について

◆議案第一百五十号 変更契約の締結について

◆議案第一百五十一号 変更契約の締結について

◆議案第一百五十二号 変更契約の締結について

◆議案第一百五十三号 変更契約の締結について

◆議案第一百五十四号 変更契約の締結について

◆議案第一百五十五号 変更契約の締結について

◆議案第一百五十六号 変更契約の締結について

◆議案第一百五十七号 変更契約の締結について

◆議案第一百五十八号 変更契約の締結について

◆議案第一百五十九号 変更契約の締結について

◆議案第一百六十号 変更契約の締結について

◆議案第一百六十一号 変更契約の締結について

◆議案第一百六十二号 変更契約の締結について

◆議案第一百六十三号 変更契約の締結について

◆議案第一百六十四号 変更契約の締結について

◆議案第一百六十五号 変更契約の締結について

◆議案第一百六十六号 変更契約の締結について

◆議案第一百六十七号 変更契約の締結について

◆議案第一百六十八号 変更契約の締結について

◆議案第一百六十九号 変更契約の締結について

◆議案第一百七十号 変更契約の締結について

◆議案第一百七十一号 変更契約の締結について

◆議案第一百七十二号 変更契約の締結について

◆議案第一百七十三号 変更契約の締結について

◆議案第一百七十四号 変更契約の締結について

◆議案第一百七十五号 変更契約の締結について

◆議案第一百七十六号 変更契約の締結について

◆議案第一百七十七号 変更契約の締結について

◆議案第一百七十八号 変更契約の締結について

◆議案第一百七十九号 変更契約の締結について

◆議案第一百八十号 変更契約の締結について

◆議案第一百八十一号 変更契約の締結について

◆議案第一百八十二号 変更契約の締結について

◆議案第一百八十三号 変更契約の締結について

◆議案第一百八十四号 変更契約の締結について

◆議案第一百八十五号 変更契約の締結について

◆議案第一百八十六号 変更契約の締結について

◆議案第一百八十七号 変更契約の締結について

◆議案第一百八十八号 変更契約の締結について

◆議案第一百八十九号 変更契約の締結について

◆議案第一百九十号 変更契約の締結について

◆議案第一百九十一号 変更契約の締結について

◆議案第一百九十二号 変更契約の締結について

◆議案第一百九十三号 変更契約の締結について

◆議案第一百九十四号 変更契約の締結について

◆議案第一百九十五号 変更契約の締結について

◆議案第一百九十六号 変更契約の締結について

◆議案第一百九十七号 変更契約の締結について

◆議案第一百九十八号 変更契約の締結について

◆議案第一百九十九号 変更契約の締結について

◆議案第二百号 変更契約の締結について

◆議案第二百零一号 変更契約の締結について

◆議案第二百零二号 変更契約の締結について

◆議案第二百零三号 変更契約の締結について

◆議案第二百零四号 変更契約の締結について

◆議案第二百零五号 変更契約の締結について

◆議案第二百零六号 変更契約の締結について

◆議案第二百零七号 変更契約の締結について

◆議案第二百零八号 変更契約の締結について

◆議案第二百零九号 変更契約の締結について

◆議案第二百一十号 変更契約の締結について

◆議案第二百一十一号 変更契約の締結について

◆議案第二百一十二号 変更契約の締結について

◆議案第二百一十三号 変更契約の締結について

◆議案第二百一十四号 変更契約の締結について

◆議案第二百一十五号 変更契約の締結について

◆議案第二百一十六号 変更契約の締結について

◆議案第二百一十七号 変更契約の締結について

◆議案第二百一十八号 変更契約の締結について

◆議案第二百一十九号 変更契約の締結について

◆議案第二百二十号 変更契約の締結について

◆議案第二百二十一号 変更契約の締結について

◆議案第二百二十二号 変更契約の締結について

◆議案第二百二十三号 変更契約の締結について

◆議案第二百二十四号 変更契約の締結について

◆議案第二百二十五号 変更契約の締結について

◆議案第二百二十六号 変更契約の締結について

◆議案第二百二十七号 変更契約の締結について

◆議案第二百二十八号 変更契約の締結について

◆議案第二百